

由利本荘市立由利中学校いじめ防止基本方針

[いじめに対する基本的な考え]

「いじめ」とは、人権侵害であり人として決して許されない行為である。しかし、どの生徒にもどの学校にも起こりうると考え、学校・家庭・地域が一体となって、継続して未然防止に努め、早期発見、早期対応に取り組んでいくことが重要である。

由利中学校ではいじめに対し組織的に取り組み、「いじめを生まない学校づくり」をすべての教職員で日々実践していくものである。

いじめとは、「当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの（いじめ防止対策推進法第2条）」である。個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行うものとする。

[いじめ対策委員会]

・委員長：校長

委員：教頭，教務主任，生徒指導主事，養護教諭，学年主任，学級担任
(必要に応じて委員にスクールカウンセラーを加える)

・週2回の主任会議及び定例の職員会議内で活動状況を確認する。

・いじめが疑われる場合は速やかに緊急対策会議を行い，対応を検討し，実践する。

[いじめの防止]

- ・いじめ対策委員会による組織的な防止活動を推進する。
- ・生徒会による「いじめゼロ宣言」の活用により、「いじめは決して許さない」「いじめを生まない」という心と態度を育てていく。
- ・全職員による生徒指導の三機能を活かした授業づくりを推進し，自己有用感や自己肯定感を高める。
- ・教科担任による教科面談を実施し，多方面からの生徒理解に努め，生徒の心の居場所づくりを行う。
- ・生徒との活動の場を共にし，複数の目による日常観察と生徒理解を充実させる。
- ・学校生活アンケートの定期的な実施と気になる生徒との面談活動を推進する。
- ・全教育活動を通じて，自他を大切にし，好ましい人間関係を築くことを指導する。
- ・情報担当によるネットマナーの指導推進を図る。
- ・保護者会でネットいじめの情報提供を行うと共に，生徒の変化を家庭と学校で共有できるよう，保護者との連携を図る。

[早期発見]

- ・見守りや校内巡視を実施しながら日々の観察を大切にする。
- ・定期的に学校生活アンケートを実施し、必要に応じて速やかに教育面談を実施する。
- ・週2回の主任会議や定例の職員会議で情報交換を行い、生徒一人一人への対応を協議・共通理解し、実施する。
- ・学級担任が毎日生活記録ノートの点検を行い、生徒の変化を見逃さず、必要な生徒には直ちに教育面談を行う。
- ・ネット上のいじめがないかブログやツイッター等の情報収集を図る。
- ・いじめ相談窓口を設置する。(生徒指導部・SC相談・養護教諭)
- ・SCによる相談活動と情報交換、連携指導を行う。
- ・保護者と連携を図って対処していく。

[いじめに対する措置]

- ・被害生徒の身の安全確保を第一にして、被害生徒及び加害生徒の面談及び指導を行う。
- ・被害生徒、加害生徒双方にSCや関係機関の活用を含めた心のケアを行う。
- ・必要に応じて関係諸機関との連携を図り、組織的に対応する。
- ・職員間の情報共有と経過観察を丁寧に行い、個々のケースに応じた再発防止策を徹底する。
- ・周りの生徒に対する指導を行い、傍観者から仲裁者への転換を促す。
- ・保護者との連携を密にし、家庭及び学校での様子について継続的な情報交換を行う。

[保護者や地域との連携]

- ・PTAでのいじめ防止対策の説明
- ・保護者面談の実施(年2回)
- ・由利地区PTA校外指導合同会議の実施(年2回)
- ・地域でのボランティア活動の推進

[関係諸機関との連携]

- ・由利小学校、ゆり保育園との連携による生徒理解の推進と生育歴の把握
- ・由利教育学習課、市教育委員会との連携
- ・由利駐在所等関係諸機関との連携